

避難指示解除準備区域（富岡町）から避難した申立人らの家財について、隣家に居住していた者の陳述書や陳述内容を裏付ける資料等から、申立人らが二世帯に分かれて生活していたことを認定し、二世帯分の家財に係る財物損害が賠償された事例。

1015

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4、同X 5、同X 6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人X 1及び同X 2は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成25年1月〇日に死亡し、申立人X 1及び同X 2が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人X 1及び同X 2の知る限り、申立人X 1及び同X 2が、被相続人の全相続人であること

### 2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 家財（申立人X 3世帯） | 4 6 5 万円 |
| (2) 家財（申立人X 1世帯） | 5 8 5 万円 |

### 3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目についての和解金として、合計金1050万円の支払義務があることを認める。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年12月2日

（仲介委員 中野剛史）